

(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プラン 計画案概要

令和6年11月18日
札幌市子ども未来局

第1章 計画の策定（計画案P.1～P.7）

1. 計画策定の背景及び趣旨

- 国は、令和4年に全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活が出来る社会の実現を目指した「こども基本法」を制定し、令和5年には、こども家庭庁を発足するとともに、こども基本法に基づく「こども大綱」を発出
- 「第5次さっぽろ子ども未来プラン」では、こども大綱を勘案し、これまで含まれていた計画に加え、札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画(旧札幌市子どもの貧困対策計画)及び札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を統合し、こども基本法で求める「市町村こども計画」の位置づけを追加
- これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を推進していく

2. 計画における「子ども」の定義

- 札幌市では子どもの権利条例を定め、その理念が最も優先されるべきものとして、子ども施策を推進してきた
- 権利条例では、「子ども」を、「18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者」と定義
- 本計画においても、権利条例の定義に則り、「子ども」と表記し、定義は権利条例と同様とする

3. 計画の位置づけ

- 権利条例第46条第1項に基づく「子どもの権利に関する推進計画」、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含
- 「札幌市まちづくり戦略ビジョン(2022～2031)」の方向性を踏まえた子ども施策分野の個別計画と位置付け、関連計画との整合性に配慮

4. 計画の対象

- すべての子ども(おおむね18歳まで)
- 若者(おおむね15～34歳まで、施策によってはそれ以上の年齢も含む)
- 子育て当事者(妊娠・出産期を含む)

5. 計画期間

- 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

第2章 札幌市の現状(計画案P.8～P.19)

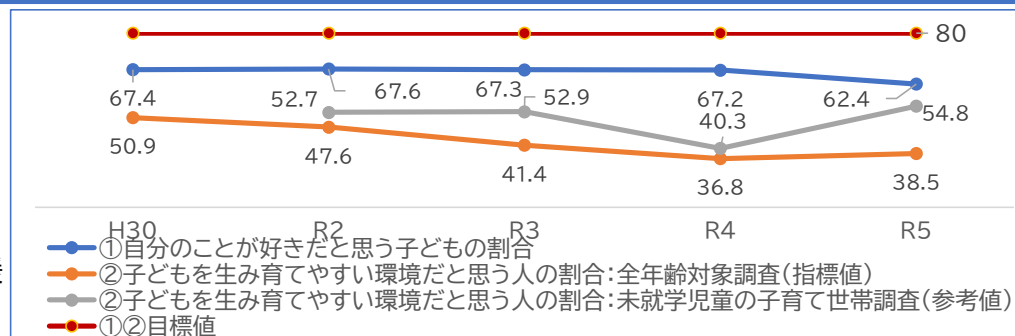
前計画の実施状況(計画全体の成果指標)

①自分のことが好きだと思う子どもの割合(目標未達成)

・コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことも、数値低下に影響を及ぼした可能性がある。子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保し、子どもの意見反映の取組の更なる促進を図る。

②子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合(目標未達成)

・子育て世帯からは半数以上の評価を得ていることを踏まえ、引き続き子育て世帯に対する支援を強化することに加え、子育てに関わることが少ない方への情報発信も継続して行う。



前計画の総括

基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

・「子どもの権利についての認知度」及び「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」について、大人の値が当初値より減少
⇒子どもの権利の認知度や理解促進に向けた普及啓発などに今後も取り組む。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

・「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」が当初値よりも減少⇒ワーク・ライフ・バランスの推進等に今後も取り組む。

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

・「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合」及び「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」が当初値より減少
⇒多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを進め、挑戦や粘り強く取り組む機会の確保に努める。

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

・「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすい街であると思う保護者の割合」の目標値との乖離が大きい
⇒障がいがある子どもやその家族が必要な支援を受けることができるよう、引き続き取組を進める。

子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境の変化を踏まえて

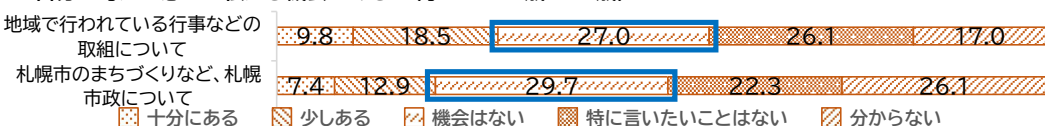
・ヤングケアラーや困難を抱える若年女性への支援など、新たに顕在化した課題の解決に向けた取組が必要
・地域資源を活用しながら社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えていくためには、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保・育成も重要

第2章 札幌市の現状(計画案P.20～P.48)

札幌市の子ども・若者の現状

- 意見表明の機会では、子どもの3割近くが地域や札幌市政については、「機会はない」と答えている。また、若者の8割弱が伝えたい意見が「ある」一方で、7割以上が伝える機会が「どちらかといえばない」「ない」と感じている。

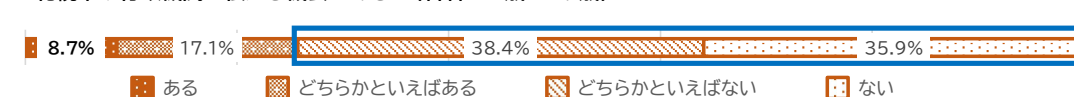
■自分の考えを思いを伝える機会はあるか(子ども:10歳～18歳)



■札幌市や行政機関に伝えたい意見はあるか(若者:18歳～39歳)



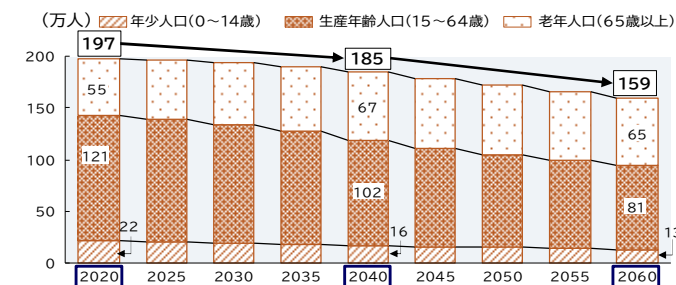
■札幌市や行政機関に伝える機会はあるか(若者:18歳～39歳)



- 相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子ども・若者が一定数いる。
- 社会とのつながりや居場所がないと回答した若者が一定数いる。
- 若者は、ワーク・ライフ・バランスの整った雇用環境、安心して暮らせる地域づくりや子ども・若者の居場所づくりを求めている。
- 不登校児童数やいじめの認知件数、児童虐待の認定件数は増加傾向にある。
- 39歳以下の年代別の自殺者数は、29歳以下は増加傾向となっており、30～39歳は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移している。
- 障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは年々増加傾向。
- 医療的ケア児の推計値は増加傾向。

札幌市の子育て世帯の現状

- 将来人口は、令和2年(2020年)の197万人から、令和42年(2060年)には159万人となり、38万人の減少が見込まれる。



注：2020年は国勢調査の確定値(不詳補完値)である。

- 合計特殊出生率は平成30年以降低下しており、令和4年には1.02となった。また、出生数は令和5年には10,456人となり、10年前から約4,000人減少している。
- 女性の年齢別有業率をみると、ほぼすべての年齢区分において働く女性の割合が増加している。
- 子育ての担い手が「父母ともに」と回答する割合が52.6%と増加する一方で、父母が子どもと過ごす時間を比較すると、父親に比べ母親が子どもと過ごす時間が長い。
- 「子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか」という問いについて、ひとり親世帯や、子どもをみてもらえる人がいない世帯は、全体と比較して、子育てを大変だと思う割合が高くなっている。
- 屋内遊び場の整備や金銭面での支援について、今後の充実が望まれている。

第2章 札幌市の現状(計画案P.49～P.51)

前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性

(方向性1) 子ども・若者の権利を推進します

- 子ども・若者の権利の認知度上昇
- 多様な体験機会の提供や、地域・市政等における子どもの主体的な参加の機会を充実
- インターネットを活用し、子ども・若者が意見表明しやすい取組を進め、更に子ども・若者の意見を反映していく取組を促進
- 子ども・若者の抱える困難への気づき・支援や、相談できる体制づくり
- 相談窓口の周知や、相談機関相互の連携した対応など権利救済体制を強化

(方向性2) 配慮を要する子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

- 不登校やいじめなどについて、未然防止または初期段階で防ぐ取組
- 児童虐待の防止対策と社会的養護を推進
- ヤングケアラーへの相談体制の充実、ひきこもり本人やその家族の福祉の増進
- 障がいのある子ども・若者が社会の一員として尊重され、自立し、充実した生活を送ることを支援
- 医療的ケアなど専門的な支援を必要とする子ども・若者への対応するため、地域における連携体制を強化
- 貧困の連鎖を断ち切るための取組
- 若者が安心して過ごせる居場所や、社会との接点を持つ機会を提供するための取組を推進
- 教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保及び育成の取組を強化

(方向性3) 子育て当事者が安心して子育てできるよう支援します

- 父親の育児参加など共育ての推進に向けた取組や、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけ
- 多様な保育ニーズを踏まえた着実な取組の実施や、子どもが病気やケガの時でも安心して預けられる環境づくり
- 子育て当事者同士が集まる場の提供や、自らそういった場に来れない方へのアウトリーチ支援を含め、保護者に寄り添った支援体制を構築
- 市民ニーズが高い子どもの遊び場や経済的支援への対応
- 家計や子育てなどに関する様々な困難を抱えるひとり親家庭への総合的な支援の推進

第3章 計画の推進体系(計画案P.54～P.56)

基本理念

子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち

基本的な方針

1 子ども・若者と子育て当事者の視点

子ども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益が図られるよう取り組みます。また、子ども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴きながら、ともに「こどもまんなか社会」に向けた取組を進めます。

2 貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり

様々な要因により困難を抱えやすい子ども・若者を含め、全ての子ども・若者が各自の置かれた環境に左右されことなく挑戦の機会に恵まれ、自分らしく幸せに生活できるようにしていきます。

3 ライフステージに応じて切れ目なく支える

子どもたちが健やかに育ち、円滑な社会生活を送ることができる大人へと成長できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える

多様なニーズを抱える子ども・若者及び子育て当事者に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所内、関係省庁、他自治体等との横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

基本目標1

子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

【基本施策1】子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

【基本施策2】多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【基本施策3】児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【基本施策4】病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

【基本施策5】子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

【基本施策6】子どもの貧困の解消に向けた対策

基本目標2

ライフステージの各段階における環境の充実

【基本施策1】子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

【基本施策2】学童期・思春期における環境の充実

【基本施策3】青年期における環境の充実

基本目標3

子育て当事者への支援の充実

【基本施策1】経済的支援の充実

【基本施策2】地域子育て支援、家庭教育支援の推進

【基本施策3】共働き、共育での推進

【基本施策4】ひとり親家庭への支援の充実

第3章 計画の推進体系(計画案P.57～P.62)

■成果指標 計画全体で1つ、基本目標の基本施策ごとに1つ成果指標を定める。

【計画全体】	指標項目	現状値(R5)	目標(R11)
新 子どもが大切にされている社会だと思う人の割合	子ども※1	—	70.0%※2
	大人		

※1 子どもの調査対象の年齢は、10歳～18歳とする。これ以降の指標についても、同様とする。

※2 類似指標である、こども大綱の『『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標』の一つ『『こどもまんなか社会の実現に向かって』と思う人の割合』の目標値70.0%。

【基本目標1】子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策	指標項目		現状値	目標値(R11)
基本施策1 子どもの権利を大切に作る社会に向けた取組	子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	子ども	63.8% (R5)	70.0%
		大人	37.6% (R5)	65.0%
新 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	自分には様々な可能性があると思う子ども・若者の割合	子ども	69.0% (R5)	75.0%
		若者	56.1% (R6)	70.0%
新 基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	子ども	97.9% (R5)	現状維持
		若者	86.1%(R6)	95.0%
基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進	心のバリアフリーを理解している人の割合		32.3% (R5)	60.0%
基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合		93.1% (R5)	96.0%
基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策	第5章参照			

第3章 計画の推進体系(計画案P.56～P.60)

【基本目標2】ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策	指標項目	現状値	目標(R11)
基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実	 18歳以下の子がいて、妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段がある親の割合	76.3% (R5)	92.0%
基本施策2 学童期・思春期における環境の充実	近所や地域とのつながりがある子どもの割合	57.0% (R5)	65.0%
基本施策3 青年期における環境の充実	 毎日が充実していて楽しいと思う若者の割合	69.2% (R6)	75.0%

【基本目標3】子育て当事者への支援の充実

基本施策	指標項目	現状値	目標値(R11)
基本施策1 経済的支援の充実	 「幼児教育・保育、医療費など子育て支援にかかる経済的負担の軽減」が充実していると思う人の割合 ※18歳以下の家族と同居の方	31.1% (R5)	40.0%
基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	 子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさのほうが多い」子育て世帯の割合	60.6% (R5)	70.0%
基本施策3 共働き、共育ての推進	「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合	52.6% (R5)	70.0%
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	第6章参照		

以上の成果指標のほか、基本目標の達成に向けどのような資源投入・活動を行ったかを表す「活動指標」のうち主なものを掲載

第4章 具体的な施策の展開(計画案P.63～P.90)

基本目標1子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

基本施策1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

- 全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発
広く市民に向けた広報啓発、「さっぽろ子どもの権利の日」事業等
- 子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進
小・中学生向けパンフレットの活用、「人間尊重の教育」推進事業等
- 子どもを受け止め、育むまちづくり
ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり
少年健全育成推進事業、子どものくらし支援コーディネート事業等
イ 子どもの安心と学びのための環境づくり
相談支援パートナー事業、子どもの学びの環境づくり補助事業等
ウ 子ども・若者の居場所づくり
子どもの居場所づくり支援事業、若者支援施設運営管理事業等
- 子どもの権利侵害から子どもを守る取組
子どもの権利の侵害からの救済、子どもアシストセンター「LINE」相談等
- 子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進、多文化共生推進事業等

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 子どもの意見表明の促進
子ども議会、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映等
- 子どもの参加の促進
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業、少年団体活動促進事業等
- 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
プレーパーク推進事業、地域学校協働活動推進事業、子どもの職業体験事業等
- 子ども・若者が活躍できる機会づくり
少年少女国際交流事業、IT人材確保育成事業等

基本施策3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 児童相談体制の強化
こども家庭センターの機能の強化、児童相談体制強化事業等
- 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援
社会的養護自立支援事業、里親制度促進事業、子育て世帯訪問支援事業等
- ヤングケアラーへの支援
ヤングケアラー支援推進事業(相談支援事業)(交流サロン事業)等

基本施策4 病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進

- 障がいのある方の理解促進
心のバリアフリーガイドの配布、心のバリアフリー研修の実施等
- 乳幼児期・学校教育における支援体制の充実
療育支援事業、障がい児・医療的ケア児保育補助事業、特別支援教育推進事業等
- 障がいのある子ども・若者へのサービス提供体制の充実
障がい児地域支援マネジメント事業、障がい者相談支援事業等
- 医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実
医療的ケア児等の支援体制構築事業、医療的ケア児レスパイト事業等
- 慢性疾患・難病の子ども・若者への支援
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、小児慢性特定疾病医療費支給

基本施策5 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

- 子どもをいじめから守る取組
いじめ防止対策事業、スクールカウンセラー活用事業等
- 子ども・若者の命を守る取組
自殺予防事業、小中学生等に対する自殺予防啓発事業等
- 子ども・若者を犯罪から守る取組
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、再犯防止推進事業等

基本施策6 子どもの貧困の解消に向けた対策 ※詳細は第5章参照

第4章 具体的な施策の展開(計画案P.91～P.106)

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

基本施策1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ア 妊娠・出産の正しい知識の普及と相談体制の強化
 - 思春期ヘルスケア事業、若者の性に関する知識の普及啓発事業等
 - イ 周産期医療体制の確保と医療・母子保健等関係者の連携
 - 産婦人科救急コーディネート事業等
 - ウ 新生児マススクリーニング、乳幼児健診等の推進
 - 新生児マススクリーニング事業、赤ちゃんの耳の聞こえ支援事業等
 - エ 切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援
 - 産後ママの健康サポート事業、産後ケア事業、妊娠SOS相談事業等
- 子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障
 - ア 保育人材の確保強化及び教育・保育の質の更なる向上
 - 保育士等支援事業、保育人材確保緊急対策事業、保育施設設備等導入補助事業等
 - イ 多様な保育サービスの拡充
 - 病児・病後児保育事業、こども誰でも通園制度事業等
 - ウ 子育て当事者の身近な場を通じた支援の充実
 - 地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)、子育て援助活動支援事業等

基本施策2 学童期・思春期における環境の充実

- 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進
 - 冬季における子どもの運動機会増進事業、進路探究学習オリエンテーリング事業等
- 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供
 - 児童会館・ミニ児童会館事業、放課後子ども教室運営事業等
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業、児童精神科医療体制拡充事業等
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - 消費者行政活性化事業費、ものづくり企業人手不足対策事業等
- 不登校の子どもへの支援
 - スクールソーシャルワーカー活用事業、不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業等

基本施策3 青年期における環境の充実

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - 札幌市奨学金支給事業、大学連携強化推進事業等
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - 働き方改革・人材確保支援事業、奨学金返還支援事業、就業サポートセンター等事業等
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - 若者出会い創出事業、市営住宅の供給における抽選倍率の優遇
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
 - ひきこもり対策推進事業、若者の社会的自立促進事業、困難を抱える若年女性支援事業等

第4章 具体的な施策の展開(計画案P.107～P.116)

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策1 経済的支援の充実

■日常生活に関する費用の負担軽減

子ども医療費助成、市営交通における同伴幼児の無料制度等

■各種手当の確実な支給

児童手当の支給、児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等

■保育所等にかかる費用の負担軽減

第2子以降の保育料無償化事業、認可外保育施設等利用給付事業等

■学校にかかる費用の支援

私学助成(学校等)、札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業等

■就労の安定や自立に向けた支援

就労ボランティア体験事業、生活困窮者自立支援事業、ホームレス自立支援事業等

基本施策2 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

子育て情報発信事業、区保育・子育て支援センターにおける相談支援、幼児期における家庭教育支援の充実、(仮称)南区複合庁舎整備事業等

基本施策3 共働き、共育での推進

父親による子育て推進事業、育児休業等取得助成事業、男女がともに活躍できる環境づくり応援事業、放課後児童クラブにおける昼食提供事業等

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実 ※詳細は第6章参照

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画(計画案P.117～P.124)

現状と課題

■ 貧困・困難の把握と支援へのつながり

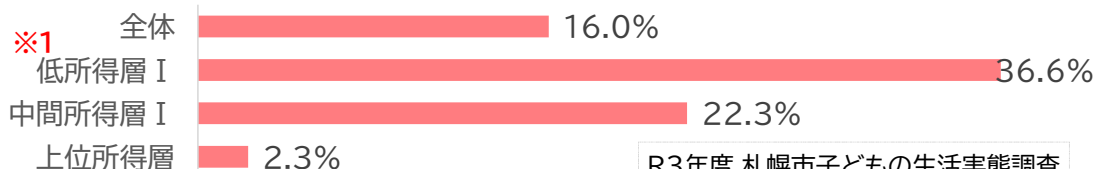
所得が低い世帯やひとり親世帯など困難を抱えている世帯ほど、悩みを相談する相手がいない割合や制度・相談機関を知らない割合が高い。

【課題】必要な支援に早期につなげる取組

■ 子どもの学びと育ち

教育・体験機会・学習環境等に、所得階層の間の差異が確認されている。

子どもの進学にかかる資金の目途が全くついていない保護者(小学5年・中学2年)の割合



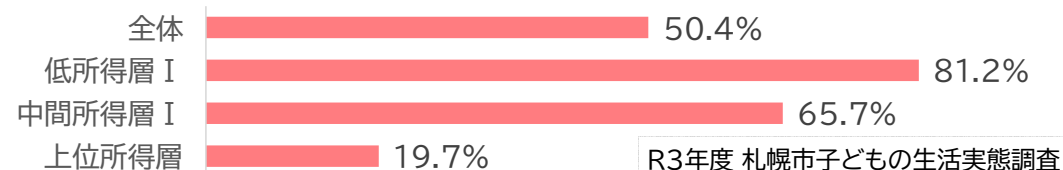
【課題】状況に応じた学習サポートや経済面の支援

安心して過ごすことのできる居場所の提供、健やかな成長を促す体験機会の提供

■ 子育て家庭の生活

貧困・困難を抱える世帯の生活は、令和4年度以降の物価上昇により一層厳しい状況

家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」の世帯



【課題】保護者の就労の安定や経済的な支援の充実、負担軽減につながる生活面の支援

※1 低所得層Ⅰ 所得が貧困線※2の1.0倍未満 中間所得層Ⅰ 1.4倍～1.8倍未満
上位所得層 2.5倍以上 ※2 国民生活基礎調査の等価可処分所得を順に並べて中央値の半分の金額

基本目標

子どもが、貧困により権利利益を害されること及び社会から孤立することなく毎日を安心して過ごしなが、将来に向かって夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

施策の展開にあたっての共通の視点

- 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点
- 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点
- 子どもが未来を切り拓く力を育む視点
- 子どもの貧困の背景にある要因に配慮する視点
- 社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

施策体系

- 【基本施策1】周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進
- 【基本施策2】子どもの学びと育ちを支える取組の推進
- 【基本施策3】子育て家庭の生活を支える取組の推進
- 【基本施策4】特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画(計画案P.125～P.133)

具体的な施策の展開

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

- ① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援
スクールソーシャルワーカー活用事業、こども家庭センターの機能の強化 等
- ② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援
妊娠SOS相談事業、子どものくらし支援コーディネート事業 等
- ③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実
要保護児童対策地域協議会、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 等

◆ 指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	3.5% (R3年度)	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合	83.4%	90.0%

基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

- ① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 等
- ② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援
札幌市奨学金支給事業 等
- ③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進
子どもの職業体験事業、子どもの居場所づくり支援事業 等

◆ 指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.0% (R5年3月)	一般世帯の 進学率

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

- ① 安心して出産・子育てをするための生活支援
産後ママの健康サポート事業、産後ケア事業 等
- ② 保護者の就労の安定や自立に関する支援
生活困窮者自立支援事業、育児休業等取得助成金事業 等
- ③ 子育て家庭を支える経済支援
子ども医療費助成、第2子以降の保育料無償化事業 等

◆ 指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	50.4% (R3年度)	40.0%
子育てをしていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%

基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

- ① 社会的養護を必要とする子どもへの支援
里親制度促進事業、社会的養護自立支援事業 等
- ② ひとり親家庭への支援
ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親家庭等養育費確保支援事業 等
- ③ 困難を抱える若者への支援
若者支援施設運営管理事業(困難を有する若者への相談支援)、ヤングケアラー支援推進事業 等

◆ 指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合	37.5%	55.0%
働いているひとり親家庭の親(母子家庭)のうち、正社員・正職員の割合	44.3% (R3年度)	55.0%
若者支援総合センターの総合相談のうち、自立に向けた支援につながった割合	32.6% (R3年度)	38.0%

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画(計画案P.134～P.148)

計画の位置づけ

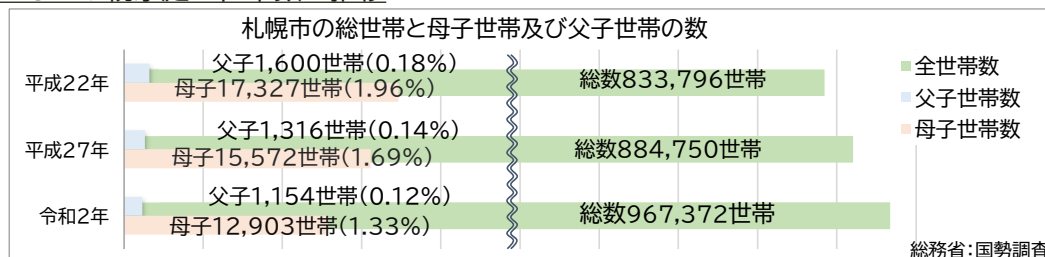
- 子育て、家事、仕事及び経済的な面において様々な困難を抱えているひとり親家庭があり、それぞれの事情に応じた総合的な支援を行うために策定する計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国のひとり親家庭等に対する支援策の在り方に関する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づくもの

前計画の実施状況

- 前計画期間では、「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」や「札幌市ひとり親家庭支援公式LINE」など社会のニーズにあわせて新たな事業を立ち上げながら総合的な支援を実施
- 今後の生活に不安を感じている人の割合など、調査時点での社会情勢の影響を受けやすいと思われる指標については目標が未達成だが、養育費に関する取決めの状況などについては目標を達成しており、引き続き総合的な支援が必要

現状と課題

■ ひとり親家庭の世帯数の推移



○平成27年度と比べて母子世帯・父子世帯ともに世帯数は減少

■ 今後の生活に不安を感じている方の割合

		不安を感じている	不安を感じていない	どちらともいえない
母子家庭	2017年度	88.0%	3.7%	5.4%
	2022年度	89.2%	5.0%	5.3%
父子家庭	2017年度	84.4%	4.5%	6.5%
	2022年度	88.6%	4.2%	6.6%
寡婦	2017年度	66.0%	9.9%	11.0%
	2022年度	82.2%	11.7%	4.3%

前回調査と比べ、すべての世帯類型で不安を感じる人の割合が増加

■ 養育費の取り決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合

		現在受け取っている	今は受け取っていない、受け取ったことはない
母子家庭	2017年度(n:410)	62.7%	37.1%
	2022年度(n:556)	66.2%	30.9%
父子家庭	2017年度(n:29)	31.0%	65.5%
	2022年度(n:31)	19.4%	80.6%

母子家庭では前回調査と比べて増加、父子家庭では取決めをしている人は少ない状況

■ 支援制度の認知度(各事業の平均)

		利用したことがある+知っている	知らない
母子家庭	2017年度	28.5%	56.1%
	2022年度	36.5%	58.0%
父子家庭	2017年度	9.1%	76.0%
	2022年度	19.3%	62.5%
寡婦	2017年度	43.9%	22.4%
	2022年度	49.9%	25.8%

支援制度の認知度(各制度の認知度の平均値)について、母子家庭・父子家庭・寡婦すべてにおいて、前回より認知度は向上

■ 課題

○生活への不安に関する課題

相談相手がいることが生活不安を和らげることにつながると考えられることから、相談窓口の周知や利用しやすい環境の整備などについても検討

○就業状況に関する課題

正社員の割合は増加しているが、引き続き雇用の安定化に向け、資格取得支援や就業相談の実施

○養育費の確保に関する課題

母子家庭において、養育費の取決めをしている割合は増加傾向だが、父子家庭は依然として低い状況。引き続き取決め率の向上と実際に受け取れている人の増加に資する取組を展開

○経済状況に関する課題

就業支援に加え、ひとり親家庭等の生活を支える複合的な支援の実施

○支援制度の認知度に関する課題

認知度向上に向け、必要とする人に必要な支援情報が届くよう、効果的な広報の実施

第6章 ひとり親家庭等自立促進計画(素案P.149～P.155)

計画の推進と具体的な施策の展開

基本理念	ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長			成果指標:今後の生活に不安のある方の割合 母子・父子80.0%、寡婦60% (令和4年度 母子:89.2%、父子88.6%、寡婦82.2%)
基本目標	基本施策	成果指標	主な事業	
基本目標1 子育て・生活支援の充実	①子育て支援の推進 ②生活支援の推進 ③子どもの育ちと学びへの支援の推進	○困ったときや悩みの相談相手がいない人の割合 母子:10.0%(令和4年度16.0%) 父子:20.0%(令和4年度33.1%) ○18～19歳世代の大学進学率 ひとり親:40.0%(令和4年度:29.1%)	母子生活支援施設の運営 生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、自立に向けてその生活を支援。心理療法担当職員による相談支援の拡充や妊婦支援等の機能強化。 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 各区の会場で大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消。	
基本目標2 就業支援の充実	①就業相談・就業機会創出等の推進 ②資格・技能習得等の支援の推進 ③働きやすい環境づくりの推進	○就業している方のうちの正社員・正職員の割合 母子:55.0%(令和4年度45.3%) 父子:75.0%(令和4年度65.1%)	ひとり親家庭支援センター運営事業 ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得を支援。 ひとり親家庭自立支援給付金事業 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援。	
基本目標3 養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	①養育費の確保及び適切な親子交流(面会交流)の推進	○養育費の取決めをしている方の割合 母子:75.0%(令和4年度63.7%) 父子:30.0%(令和4年度20.7%) ○養育費の取決めをしている人のうち、現在養育費を受け取っている人の割合 母子70.0%(令和4年度66.2%) 父子25.0%(令和4年度19.4%)	ひとり親家庭等養育費確保支援事業 ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。不払い発生時における強制執行手続きに係る費用の一部も補助。	
基本目標4 経済的支援の推進	①給付型支援の実施 ②経済的負担の軽減 ③貸付金による支援の推進	○家計の状況がぎりぎり又は赤字である世帯の割合 ひとり親:65.0%(令和4年度78.2%)	ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の20歳未満の子の通院・入院と、母親または父親の通院(生計維持者が住民税非課税の場合の母親または父親に限る)・入院にかかる医療費の一部を助成。	
基本目標5 利用者目線に立った広報の展開	①利用者目線に立った広報の展開	○支援制度の認知度(各事業の平均) 母子:45.0%(令和4年度36.5%) 父子:30.0%(令和4年度19.3%) 寡婦:55.0%(令和4年度49.9%)	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開 ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動を実施。	

市町村子ども・子育て支援事業計画における需給計画

- 「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み(ニーズ量)」と量の見込みに対応する「確保方策(供給量)」を定めることとされている。
- 現在の「第4次さっぽろ子ども未来プラン」(市町村子ども・子育て支援事業計画を包含)の計画期間は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までとなっていることから、次期プランにおいて令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの「量の見込み(ニーズ量)」と「確保方策(供給量)」を定める必要がある。

教育・保育の提供

- 国の手引きを踏まえ、令和5年度に実施した利用意向調査をベースに保育ニーズを推計。
- 本計画期間内において、市内の供給量は概ね充足している。
- 幼稚園等から認定こども園への移行や老朽化施設の更新などにより必要な受け皿の確保を行う。

地域子ども・子育て支援事業

- 令和5年度に実施したニーズ調査結果等によって把握したニーズ量に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方に従って確保していく。

利用者支援に関する事業	時間外保育事業	放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業(ショートステイ)
地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業(幼稚園型)	一時預かり事業(幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	
乳児家庭全戸訪問事業	妊婦に対して健康診査を実施する事業		病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
子育て世帯訪問支援事業	乳児等通園支援事業	産後ケア事業	養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業

第8章 計画の推進（計画案P.204）

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していく。

(2) 様々な主体との連携による計画の推進

市民、NPO団体や地域団体など、子ども・若者及び子育て当事者と関わる様々な関係者や関係団体との連携を深めながら、計画を推進していく

2. 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

毎年度、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認し、子ども・若者及び子育て支援施策に関する庁内組織である「子どもの権利総合推進本部」にて、実施状況の進捗管理を行う

(2) 附属機関による評価の実施

附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」、及び、「札幌市子どもの権利委員会」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていく

3. 計画の見直し

・今後の国の施策や社会情勢の変化等により、特に第7章に定める「需給計画」を中心に見直しの検討が必要となることが考えられることから、適切に市民ニーズ等を把握した上で、見直し内容について「札幌市子ども・子育て会議」の審議を経て、改定を行う